

## 建国期アメリカ合衆国における選挙権問題 －「選挙権におけるフェデラリズム体制」の成立過程－

小原 豊志

### I はじめに

周知のように、連邦制度を国制とするアメリカ合衆国においては、連邦権限と州権限とが厳密に区別されている。すなわち、合衆国憲法修正第10条が規定するように、同憲法によって合衆国に委任されず、かつまた諸州に対して禁止されていない権限は、諸州あるいは人民に留保されているのである。こうした中央政府に制約的な規定を根拠に、州には連邦によって侵されない固有の権限があるとする州権論が合衆国史上様々な場面において現れてきたことは指摘するまでもない。本稿が考察対象とする選挙権問題も州権論と深く係わりながら展開した問題であった。すなわち、合衆国憲法には選挙権付与条項が存在しないため、建国期から現在に至るまで一貫して州が選挙権付与権限を掌握しつづけているのである。

こうした選挙権付与における分権体制（以下では、「選挙権におけるフェデラリズム体制」と表記）は合衆国の選挙権問題に大きな影響を与えてきた。たとえば、筆者が研究対象としている19世紀の黒人選挙権問題の展開において一大画期となるのは、「黒人選挙権保障条項」として知られる合衆国憲法修正第15条の成立（1870年）である。しかしながら、この修正条項は黒人に対する直接的な選挙権付与条項ではなく、「選挙権におけるフェデラリズム体制」を堅持したうえで、州に人種的選挙資格の設定を禁止したにすぎなかつたのである。それというのも、前稿において明らかにしたように、同条の策定過程において大半の共和党議員は伝統的な選挙権付与体制の変革には極めて消極的であったからであった<sup>(1)</sup>。こうした国制的制約を刻印された修正第15条は必然的に間接的な黒人選挙権保障条項にならざるをえず、そこに19世紀末の南部黒人選挙権剥奪運動が成功した一因があるといっても過言ではないのである。

このように「選挙権におけるフェデラリズム体制」が黒人選挙権問題に対して大きな制度的影響を与えたことは明らかである。したがって、この体制の存在に留意することが黒人選挙権問題はじめ合衆国の選挙権問題一般を考察する際の不可欠の前提であることはいうまでもない。それではこの体制はそもそもいかなる過程を経て成立したのであろうか。このことを解明するにはなによりも建国期の選挙権問題、わけても合衆国憲法制定時の選挙権問題を検討する必要があるが、研究史上、

当該期の選挙権問題については州ごとのケーススタディもしくはそれらの比較に关心が集中している<sup>(2)</sup>。そこには、建国期における強力な州権論の存在を暗黙の前提に、合衆国憲法に選挙権付与条項が存在しないことを当然視する内外の研究者の「盲点」が存在するように思われる。しかしながら、合衆国憲法には連邦下院選挙権に関する条項は存在するのであって、同憲法制定時に選挙権問題が議論されなかったわけではないと考えられる<sup>(3)</sup>。

以上のような問題関心から、本稿においては、合衆国における選挙権制度の特質をなす「選挙権におけるフェデラリズム体制」に焦点を当て、特にその成立過程を追跡してみたい。こうした課題を考察するにあたり、まず合衆国憲法制定以前の13の植民地および邦における選挙資格を比較検討することによってその特質を明らかにするとともに、その背景にある選挙権観を析出する。そのうえで、1787年の合衆国憲法制定会議における選挙権論議を検討することにより、「選挙権におけるフェデラリズム体制」が構築された論理を明らかにしたい。

## II 合衆国憲法制定以前における選挙資格の特質

周知のように、合衆国憲法制定以前に各邦は植民地期の選挙資格（植民地議会選挙資格）を基礎にした独自の邦議会選挙資格を設定していた。そこで本節においては、まず植民地期における選挙資格の特質を析出し、さらにそれと革命期における邦議会選挙資格との関連を検討することによって、合衆国憲法制定以前の選挙資格の特質とその背景にある選挙権観を明確にしておきたい。

ところで、13の植民地は設立の時期、設立の形態、植民者の特質、地理的条件および社会経済的条件において多様であったため、それぞれの植民地において多様な選挙資格が設定された<sup>(4)</sup>。そうとはいって、それらに共通する特質として指摘できるのは、土地所有を基礎とする排他的財産資格が存在したことである（表1参照）。

このように土地所有資格が重要視されたのは、「選挙権の特権観」とでも呼ぶべきイギリス的選挙権観が存在していたためである。すなわち、植民地は当初一種の会社と捉えられたため、選挙権は会社の株式保有者にあたる土地所有者に付与される特権と考えられたのであった。「土地を所有する者がそれを支配する（Those who own the country ought to govern it）」という箴言はこうした選挙権観を端的に表現しているといえる。しかも、土地を所有することは経済的独立性ばかりでなく政治的有徳性の標識にもなると考えられた。なぜならば、土地を所有する者はその事実を通して租税政策をはじめとする国家的政策に真摯な政治的関心を抱かざるを得なくなるからである。こうして、選挙権はかかる資質に恵まれた土地所有者に限定されるべき特権と考えられたのである<sup>(5)</sup>。

ところで、こうした選挙権観は必然的に選挙権の拡大傾向に対しては抑止的に作用する。すなわち、経済的独立性と政治的有徳性が財産（土地）所有に結びつけられることにより、財産資格は無産者の政治参加に対する防波堤として機能したのである。たとえば、当時の選挙権観に大きな影響を与えたイギリス人法学者の W. ブラックストーン卿は財産資格の必要性を以下のように述べている。

表1 独立革命前における各植民地の選挙資格

植民地名	財産資格		納税資格	居住資格	人種	性別	備考
	所有すべき土地(不動産)の要件	代替資格					
ジョージア	50エーカー	—	—	6月	白人	男性	
ノースカロライナ	50エーカー	—	—	6月	—	—	外国人は排除
ヴァージニア	50エーカー(未開墾地の場合)	—	—	白人	男性		
	25エーカー(開墾地の場合)						
	12フィート四方のタウンロット						
	12フィート四方の家屋						
ニュージャージー	100エーカー	—	—	1年	—	—	
	若干の不動産と50ポンドの動産所有						
ニューハンプシャー	50ポンドの価値	—	—	—	—	—	外国人は排除
ニューヨーク	40ポンドの価値	—	—	—	—	—	カトリック教徒、ユダヤ人は排除
ロードアイランド	40ポンドの価値	—	—	—	—	—	カトリック教徒は排除
	年賃貸収入40シリング						
ペンシルヴァニア	50エーカー	50ポンドの財産所有	—	2年	—	—	外国人は排除
デラウェア	50エーカー(うち12エーカーが開墾済であること)	40ポンドの財産所有	—	2年	—	男性	外国人は排除
メリーランド	50エーカー	40ポンドの財産所有	—	○	—	—	カトリック教徒は排除
コネチカット	年賃貸収入40シリング	40ポンドの財産所有	—	—	—	—	
マサチューセッツ	年賃貸収入40シリング	40ポンドの財産所有	—	—	—	—	
サウスカロライナ	100エーカー	—	(○)	1年	白人	男性	納税資格は財産資格の代替資格 非プロテスタント教徒は排除
	60ポンドの価値を有する家屋						

典拠：Albert E. McKinley, *The Suffrage Franchise in the Thirteen English Colonies in America*, pp.473-484.; Kirk H. Porter, *A History of Suffrage in the United States*, pp.12-13; Chilton Williamson, *American Suffrage: From Property to Democracy, 1760-1860*, pp.12-19.; Robert J. Dinkin, *Voting in Provincial America: A Study of Elections in the Thirteen Colonies, 1689-1778*, pp.28-49.

「投票者に対して何らかの財産資格が要求される真の理由は、極めて卑しい状況にあるために自分自身の意思を持つことがないとみなされる人々を排除することにある。もしこうした人々に選挙権が与えられたならば、彼らは過度に影響力を持つ者にその権利を譲り渡してしまうであろう。…もし、すべての人がいかなる影響も受けずに自由に投票できるのであれば、自由に関する真の理論と原則からして、自己の財産、自由、生命の取り扱いを委ねる代表者を選出するときには、共同体にいかに貧しい者がいようとも、その構成員すべてに発言権をもたせるべきである。しかし、そのようなことは財産を欠いた者や他人から直接に支配されている者についてはほとんど望みようがないので、民衆から成る国家はすべからく特定の選挙資格を設定せざるをえない」<sup>(6)</sup>」

ここにみられるように、財産資格が重視されたのは、無産者の依存性を根拠にその政治参加を阻まんとする有産者の階級的危機感が存在していたためであった。このように植民地期には、有産者のみが投票者にふさわしい徳を内面化しているとの前提から選挙権に高度な階級性が構築され、無産者一般が選挙権から排除された段階であったといえる<sup>(7)</sup>。

ところで、再び表1を参照してみると、独立革命前夜の財産資格にはいくつかの注目すべき多様性があることがわかる。そのひとつは、たしかに全植民地が土地所有資格を設定しているとはいえ、

その要件指定方法は地積、地価、収益など多岐にわたり、しかもそのそれぞれにおいてさらに多様な要件が設定されていることである。こうした相違が生じたのは各植民地の地理的、人口的、産業的条件のためであった。すなわち、人口が稠密で、大土地所有が一般的ではなかったニューヨーク以北の植民地においては後二者の方式を採用するほかなく、逆に比較的地価が安価で、プランテーション農業にもとづく大土地所有が定着していた南部植民地においては地価によるよりも地積で要件を指定するほうが合理的であったのである。

財産資格に関するいまひとつの多様性は土地所有資格の排他性に関連するものである。すなわち、表1にみるようにこの資格を排他的要件にしたのは七植民地に過ぎず、その他の植民地は一般的財産資格（サウスカロライナのみは納税資格）を代替資格として導入したのである。こうした事実は、商人階層と都市の勃興によって社会構成が多様化しつつあったことを背景に、一部の植民地においては不動産と動産を差別化する不合理性が認識されつつあったことを物語るものである。

以上のように、植民地末期においては財産資格が排他性を有しつつも、土地所有を排他的要件とする植民地と、土地所有資格と一般的財産資格を併用する植民地がほぼ同数で混在していた段階であったといえる。

さて、こうした植民地期の選挙資格は独立革命期にはどのように変化したのであろうか。表2に示すように、独立革命を契機に邦憲法を制定した邦は11邦にのぼった。ここにみられるように、大半の邦において財産資格が維持される一方で、その多様性は一層深化したのであった。これを土地所有資格の排他性という観点から整理すると以下のように分類できる。

まず、土地所有資格を排他的要件として維持した邦は、ヴァージニア、ノースカロライナ、ニューヨークであり、これに邦憲法を制定しなかったロードアイランドを加えても全部で四邦にとどまった。しかも、ノースカロライナとニューヨークは選挙種別ごとに異なった選挙資格を適用する二重選挙権制度を導入するなかで、邦上院選挙資格（後者は邦知事選挙資格も含む）に排他的な土地所有資格を維持したものの、邦下院選挙資格については財産資格自体の排他性を解消したのであった。したがって、厳密な意味で排他的土地所有資格を維持した邦は二邦に過ぎなかったといえる。次に、土地所有資格を維持しつつもその代替資格として一般的財産資格ないしは納税資格を設定した邦は、デラウェア、マサチューセッツ、メリーランド、サウスカロライナと邦憲法を制定しなかったコネチカットの五邦であった（ただし、二重選挙権制度を採用したマサチューセッツは邦下院選挙資格を一般的財産資格に代えている）。最後に、土地所有資格自体を撤廃した邦がジョージア、ニュージャージー、ペンシルヴァニア、ニューハンプシャーの四邦にのぼったことである。しかも後二者は財産資格自体を撤廃して納税資格を導入したのであった。

革命期にはいると選挙資格の多様性が以上のように一層深化した要因としては、独立革命を契機として新たな選挙権觀が台頭してきたことを指摘できよう。すなわち、革命原理である「課税と代表の不可分論」や「共和政体における被治者の同意論」の普及とあいまって、民衆の側で納税、軍

表2 合衆国憲法制定以前における各邦の選挙資格

邦名	財産資格		納稅資格	居住資格	人種	性別	備考
	所有すべき土地 (不動産)の要件	代替資格					
ノースカロライナ (1776年憲法)	50エーカー	—	○	カウンティに1年	—	男子	二重選挙権制度採用(邦上院選挙権は財産資格、邦下院選挙権は納稅資格適用)
ヴァージニア (1776年憲法)	50エーカー (未開墾地の場合)	—	—	邦に財産を所有して1年	白人	男子	
	25エーカー (開墾地の場合)						
	12フィート四方のタウンロット						
	12フィート四方の家屋						
ロードアイランド (1762年法)	40ポンドの価値 年賃貸収入40シリング	—	—	—	—	—	1842年まで州憲法制定せず。土地所有者の長男にも選挙権付与
ニューヨーク (1777年憲法)	100ポンドの価値	—	—	—	—	—	二重選挙権制度採用(左項上段が邦知事・邦上院選挙資格、下段が邦下院選挙資格) 註参照
	20ポンドの価値	年賃貸価格40シリングの借地人	○	邦に6月	—	男子	
デラウェア (1776年憲法)	50エーカー(うち12エーカーが開墾済であること)	40ポンドの財産所有	—	邦に2年	—	—	
コネチカット (1715年法)	年賃貸収入40シリング	40ポンドの財産所有	—	—	—	—	1818年まで州憲法制定せず
マサチューセッツ (1780年憲法)	年賃貸収入3ポンド	60ポンドの財産所有	—	—	—	男子	二重選挙権制度採用(左項上段が邦上院選挙資格、下段が邦下院選挙資格)
	財産所有		—	タウンに1年	—	男子	
メリーランド (1776年憲法)	50エーカー	30ポンドの財産所有	—	カウンティに1年	—	男子	50エーカーの土地所有者には居住資格不適用
サウスカロライナ (1778年憲法)	50エーカー	—	(○)	邦に1年	白人	男子	納稅資格は財産資格の代替資格(土地税と同額の税金納付が要件)
ニュージャージー (1776年憲法)	—	50ポンドの宣言通貨所有	—	カウンティに1年	—	—	
ジョージア (1777年憲法)	—	10ポンドの財産所有	○	邦に6月	白人	男子	財産・納稅資格の有無にかかわらず職人にも選挙権付与
ニューハンプシャー (1784年憲法)	—	—	○	邦に2年	—	男子	
ペンシルヴァニア (1776年憲法)	—	—	○	邦に1年	—	男子	土地所有者の子弟で21才以上の者は納稅資格を免除して選挙権付与

典拠 : F.N.Thorpe, *The Federal and State Constitutions, Colonial Charters, and Other Organic Laws of the States, Territories, and Colonies.*

註: ニューヨークの場合、1775年10月14日時点でのNY市の自由身分男子および本憲法発効時点でのオルバニー市の自由身分男子にも邦下院選挙権が付与された。

務遂行さらには自然権思想を根拠にした選挙権拡大論が唱えられたのであった<sup>(8)</sup>。しかしながら、こうした選挙権観の変化が直ちにすべての植民地の選挙資格に影響を与えたわけでもなかった。たしかに土地所有資格はその排他性を喪失しつつあったとはいえ、財産所有に有権者の美德を見いだす従来の選挙権観もまた健在であったからである。たとえば、1776年のメリーランド邦憲法は、そ

の前文にあたる権利宣言のなかで「邦議会に参加する人民の権利は自由を守るうえで最良の権利であり、自由な政府の基礎である」と宣言したのであったが、「コミュニティに財産を有し、コミュニティに共通の関心と愛着を有するすべての者が選挙権を持つべきである」として有権者を財産所有者に特定したのである（傍点筆者）<sup>(9)</sup>。

このように新旧の選挙権観が交錯した革命期においては、各邦が自らの「人民」を定義する試みのなかで独自の選挙資格を設定したために多様な選挙資格が導かれたといえる。

以上の革命期前後における選挙資格の検討から明らかになったことをまとめておこう。その第一は、植民地期に排他的地位を占めた土地所有資格は、革命期前夜になるとその地位を喪失し始め、その傾向は革命期にはいると一段と進展したことである。第二は、土地所有資格に代わって中心的地位を占めたのは一般的財産資格であって、独立革命原理の普及にもかかわらず納税資格はいまだ周辺的地位にあったことである。第三は、革命期においてはその一般的財産資格自体が各邦の「人民」観に規定されて多様性を有していたことである。

こうしたなか、1787年に連合規約の修正を目的とした合衆国憲法制定会議が招集された。それまでは邦選挙資格のみに専心していた各邦はここにおいて連邦議会の設置に伴う連邦選挙資格の設定という新たな課題に直面するのである。

### III 合衆国憲法制定における選挙権論議

周知のように、連合規約の欠陥を補い、より中央集権的な国家を創造すべく1787年5月にフィラデルフィアにおいて招集された合衆国憲法制定会議は、およそ5ヶ月にわたる議論を経て同年9月に憲法草案を採択した。この憲法草案において、人民の直接投票によって選出される唯一の連邦官職は連邦下院議員職とされ、その選挙資格（以下、連邦選挙資格と表記）は連邦議会の権能を規定した第四条の第一節に示された。同節の規定は以下のとおりである。

「連邦下院議員は、本連邦に包含される諸州の人民によって二年ごとに選出される。選挙人の資格は、時あるごとに、それぞれの州議会の議員数が多い方の一院の選挙人資格と同一でなくてはならない<sup>(10)</sup>」

この連邦選挙資格案はほぼ修正されることなく実際の憲法に採用され（第一条第二節一項）、「選挙権におけるフェデラリズム体制」構築の法的根拠となる。しかしながら、連邦が連邦選挙資格を定めるのではなく、各州が独自に定めた州議会選挙資格をそれに充てるとする一見奇妙な規定はいかなる過程を経て採用されたのであろうか。

そもそも本会議は、連邦下院選挙が人民の直接投票によることを6月1日に決定したものの、その具体的な選挙資格については審議をしないまま7月26日に十日間の休会に入った。この休会中に、それまで会議によって決議された事項を整理し、憲法草案を策定する業務を委ねられたのが細目調

整委員会 (the Committee of Detail) であった。したがって、懸案の連邦選挙資格立案作業も同委員会に委ねられたのである<sup>(11)</sup>。

ところで、M. ファランドの編集による本憲法会議の議事録には、断片的とはいえ同委員会に関する記録が収録されている。我々はそれをもとに委員会でなされたいいくつかの提案を知ることができる。以下ではまずその諸提案を検討しよう。

その第一は E. ランドルフによる提案である。これによれば、精神が健常な男性市民であることと加え、最低一年間の(1)居住、(2)財産所有、(3)民兵隊加入のいずれかを満たすことを要件とする統一的連邦選挙資格が提起されていた<sup>(12)</sup>。この提案は直ちに委員長の J. ラトレッヂの修正を受けたのであったが、この修正案にあっても、暫定的には個々の州の選挙資格を連邦選挙資格に充てることが認められつつも、将来的には連邦議会が統一的連邦選挙資格を設定することが提起されていた<sup>(13)</sup>。これらの提案は否決されたとはいえ、当初委員会メンバーの一部が構想した連邦選挙資格を示すものとして注意しておく必要がある。

さらに、J. ウィルソンは三度にわたる提案を行っている。その提案内容の変化は委員会原案が策定される過程を反映していて非常に興味深い。まず、ウィルソンの第一提案によれば、合衆国に一年以上居住し、50エーカーの土地を所有する21才以上の自由身分男子に連邦選挙権を付与することが提起された<sup>(14)</sup>。この提案が上記のランドルフ草案と同様に統一的連邦選挙資格を構想していることは明らかであるが、注目すべきは極めて高度の土地所有資格が提示されている点である。それというのも、当時これと同一の土地所有資格を採用していた邦は五邦に過ぎず（表2参照）、もしこうした要件が現実に採用されたならば、その他の邦において邦選挙有権者と連邦下院選挙有権者の間に異同が生じることは必至だったからである。しかも、既にみたような当時の排他的土地所有資格の撤廃傾向を考え合わせるならば、この提案は明らかにその傾向に「逆行」するものであった。しかしながら、この提案にまったく根拠がなかったとも考えられない。なぜなら、この土地所有要件は、委員会で議論がなされる直前に成立した北西部条令（7月13日成立）の準州議会選挙資格におけるそれと同一であるからである<sup>(15)</sup>。したがって、この提案は連邦が準州議会選挙資格と同様に独自の連邦選挙資格を設定しうるとの立場から、土地所有者に絶大な信頼感を寄せる伝統的選挙権観にもとづいてなされたものとみることができる。

しかしながら、その後の提案においてウィルソンはその立場を次第に後退させていく。まず、ウィルソンは第二提案において、連邦議会の干渉権を留保したうえで、連邦選挙資格設定権を州議会に認めたのであった<sup>(16)</sup>。さらに、これが否決されるや、ウィルソンは第三提案において事実上委員会原案に結実する連邦選挙資格案を提起するにいたった。ここにおいて初めて、連邦選挙資格設定権は、この資格にそれぞれの州議会の議員数の多い方の議院の選挙資格を充てることを条件に、連邦の干渉権を一切排除したかたちで州に全面的に付与することが提起されたのである<sup>(17)</sup>。

したがって、以上のことからわかるのは、当初細目調整委員会においては財産（土地）所有資格

を基礎とする統一的連邦選挙資格が提案されたこと、次いで、連邦議会に干渉権を留保したうえで暫定的に州選挙資格を連邦選挙資格に充てることが提案されたこと、そしてこれらの提案が否決された後になって初めて初めて、州に全面的な連邦選挙資格設定権が認められたことである。上述の本会議議事録には同委員会の議事が収録されていないため、上記のように提案内容が変化した経緯を詳細に知ることはできないが、本会議における委員会メンバーの発言からその理由を推し量ることができる。たとえばウィルソンはこう述べている。

「委員会報告書のこの部分[連邦選挙資格案]は委員会によって熟考されており、これが一層良いものに変更できるとは考えられません。すべての州に対して何らかの統一的な選挙資格の規則を作るのは困難です。新たに不必要的事を導入することもまた避けるべきだと考えます。同一の人物が州議会選挙では投票できるけれども、連邦議会選挙では選挙権から排除されるようなことは耐え難く、不愉快なことです。<sup>(18)</sup>」（傍点筆者）

ここにみられるように、当初は土地所有資格を基礎にした統一的連邦選挙資格を提案したウィルソンであったが、そうした資格と多様な邦議会選挙資格との不整合性という現実的観点から最終的な提案に落ち着き、かつまた委員会もそれに合意したと考えられる<sup>(19)</sup>。

さて、休会明けの8月6日に細目調整委員会から憲法草案の報告を受けた本会議は、翌7日から同草案の逐条審議を開始したのであったが、会議が紛糾したのはまさに連邦選挙資格案が取り上げられたときであった。すなわち、ペンシルヴァニア代表のG.モリスが原案に代えて選挙人を土地所有者に限定すべきとする修正動議を提出したのである<sup>(20)</sup>。モリスは、ウィルソンの現実的議論に対しては二重選挙権制度のもとで有権者を差別化している邦の事例をもって反論するとともに、原案において連邦選挙資格の設定が完全に州の裁量に委ねられていることを危惧して自らの提案理由を以下のように述べた。

「提案されている憲法に対して私が反対する主な理由は、これによってこの国が貴族的政治で脅かされかねないことにあります。その貴族的政治は連邦下院から生まれ出てくるでしょう。選挙権を財産のない者に与えれば、彼らはその権利を買収することのできる金持ちに売り払うでしょう。我々は注意を現時点に限定すべきではありません。この国が、雇い主から生活の糧を受けるような職人や製造業者によって埋め尽くされる時は遠くはないのです。そのような者たちは自由の確実で信頼のおける擁護者になるでしょうか。彼らは貴族的政治に対する難攻不落の障壁になるでしょうか。私は「課税と代表」という言葉の組み合わせにだまされはしません。自由に自分の票を投じない者は代表されないので。投票を押しつけるものがいるのです。子供は投票しません。どうしてでしょうか。子供は思慮分別にかけ、自分自身の意思を持たないからです。無知な者や依存的な者に公共の利害を委ねるわけにはいかないの

です。<sup>(21)</sup>」（傍点筆者）

ここにみられるように、モリスの選挙権觀にはブラックストン的な選挙権觀が色濃く反映していた。しかもモリスの危機感には現実的な裏付けがあった。なぜなら、既にみたように当時各邦においては土地所有資格が排他性を喪失しつつあり、一部の邦にいたっては財産資格自体が撤廃されるという選挙資格の緩和傾向が存在していたからである。すなわち、モリスが恐れたのは、連邦選挙資格設定権を全面的に州に付与することにより必然化する連邦下院の「民衆化」であった。こうした階級的危機感のもとでは、選挙資格に独立革命原理を適用することでさえ危険な行為であったのである。

このようにモリスは伝統的選挙権觀に立脚した統一的連邦選挙資格を提起したため、それ以降の議論では種々の選挙権觀が鋭く対立することになった。それは同時に連邦下院が代表すべき「人民」の範囲をめぐる対立でもあった。

まず、モリスの提案を全面的に支持したのはデラウェア代表のJ. ディッキンソンだった。彼は土地所有者に対する全面的な信頼感を表明し、彼らに選挙権を限定することこそが将来の合衆国において多数派になるであろう「財産や信念のない大衆が持つ危険な影響力」に対抗する不可欠の防御策だと述べた<sup>(22)</sup>。

無産者の政治参加に対する懸念は、ヴァージニア代表のJ. マディソンによって一層明瞭に表明された。マディソンは連邦議会に選挙資格設定権を付与することについては注意深く反対しつつも、土地所有資格の必要性自体については以下のように主張した。

「現在いくつかの邦では土地を所有することが選挙資格になっています。この問題を長所からのみ考えれば、最も安心して共和主義的自由を委ねることができるのは土地所有者であるといえます。将来、人民の大部分は土地のみならず、いかなる財産も持たないようになるでしょう。これらの人々は同じような境遇にいるために結託することがあるでしょう。そうした場合には財産権や公共の自由は安全でなくなるでしょう。また、よりありうるのは彼らが富裕で野心を持つ者の手先になることです。この場合も彼らとは反対の側〔有産者〕に同じような危険が生じるでしょう。<sup>(23)</sup>」

ここにみられるように、将来の合衆国における社会構成の変化を予見したマディソンは、ブラックストン的選挙権觀のみならず、多数の無産者の階級的団結が必然化する財産権の侵害行為をも根拠にして、選挙権を土地所有者に限定するよう主張したのであった。

こうした見解に対して原案支持派は、一方では財産所有資格自体の不合理性を根拠にして選挙権を無産者に拡大する必要性を説いた。まず、モリスの選挙権觀に真っ向から反論したのは細目調整委員会のメンバーであったO. エルスワースであった。エルスワースは独立革命原理としての「課

税と代表の不可分論」を以下のように展開した。

「すべての納税者は、課税および税収の使途を決定する代表者の選挙に票を投じるべきでないのでしょうか。公的負担の十分な部分を担うであろう富裕な商人や製造業者は課税されるに際して発言権を認められるべきではないのでしょうか」<sup>(24)</sup>

さらに、G. メーソン（ヴァージニア代表）も以下のように発言して、イギリス的選挙権觀から独立革命原理に立脚した選挙権觀への転換の必要性を主張した。

「私たちすべては古くさい偏見の遺物にあまりにも強い影響を受け、あまりにもイギリスという媒介物をとおして物事をみています。イギリスでは土地所有が選挙資格であるため、それが唯一適切な資格と思われているのです。私の偽りない考えでは、社会に愛着を持つ証拠があり、かつ社会に恒久的な利害を有するすべての者がその社会におけるあらゆる権利と特権を持つべきなのです。こうした資質は土地所有者に限定されるのでしょうか。土地以外の財産を所有することでは公共の利害を有していることの証拠にならないのでしょうか。財産を所有する以外のことでは社会に恒久的な愛着をもっていることを示せないのでしょうか」<sup>(25)</sup>」

イギリス的選挙資格の害悪を説いたのはメーソンだけではなかった。B. フランクリンは、排他的土地所有資格の害悪を説明するにあたり、独立戦争時に米英双方の民衆や兵士が示した態度の相違を引き合いに出した。すなわち、フランクリンによれば、前者が優れた愛国心を示したのは、彼らが自由かつ平等に取り扱われ、選挙権も付与されていたためであって、他方で後者が愛国心を喪失していたのは、イギリスでは選挙権が土地所有者に限定され、しかも彼らの代表であるイギリス議会が非土地所有者（非有権者）を土地所有者に隸属させるような法律を制定していたためであった。このように選挙権の認否を民衆の愛国心の有無に結びつけたフランクリンは、選挙権に高度の階級性を再構築して有権者の範囲を狭めることは必ずや民衆の美德や公共心の抑圧につながるとしてモリス提案に反対したのであった<sup>(26)</sup>。

以上のような排他的土地所有資格の導入に対する原理的反対論には、独立革命期以降の新たな選挙権觀が色濃く反映していることはいうまでもない。すなわち、この選挙権觀にあっては有権者たる「人民」が有すべき美德は土地（財産）所有者に限定されるのではなく、納税者にも、さらには後二者の発言に明瞭なように民衆一般にも内面化されているのであった。

ところで、モリス提案に対してはいまひとつの観点からの反対論が存在した。すなわち、統一的連邦選挙資格と多様な邦議会選挙資格との不整合性を根拠にした現実的観点からの議論である。こうした議論に名を連ねたのは、先述のウィルソンの他に再びエルスワースとメーソンであった。エ

ルスワースは、選挙権問題が慎重な扱いを要する問題であるがゆえに各邦の憲法で手厚く保障されている事実を指摘するとともに、統一的連邦選挙資格の導入に起因する各邦の反発を根拠に、合衆国憲法自体が不成立に終わる事態を警告した<sup>(27)</sup>。メーンンも以下のようにのべてモリス提案と現実の邦選挙資格との不整合性を指摘している。

「この問題について新たな制度[統一的連邦選挙資格]の導入を望む人々は、慣習によって培われた影響力に注意を払っていないことはたしかです。九邦のうち八邦までが土地所有者以外にも選挙権を拡大しているのです。そこにいる人民が選挙権剥奪にあったとしたら、彼らはなんというでしょうか。選挙資格を変更する権限が連邦議会の手中に落ちたらそれは危険な権限になるでしょう<sup>(28)</sup>。」

以上のように、原案支持派は、原理的には「人民」を代表すべき連邦下院の選挙資格に高度の階級性を構築する不合理性を根拠に、現実的には邦議会選挙資格の多様性を根拠にモリス提案に反対したということができる。たしかに、13邦中九邦において土地所有資格が維持されていたことに加え、北西部条令における準州議会選挙資格、細目調整委員会でなされた当初の提案、さらには本会議におけるマディソンの見解などを考え合わせれば、土地所有資格の必要性がかなりの程度で共通に認識されていたことは明らかである。しかしながら他方で、各邦における土地所有資格の要件指定方法が多様であったことに加え、この資格自体が排他性を喪失しつつあったことを考えれば、モリスの提案はとうていすべての邦に受け入れられるものではなかったといえる。結局、モリス提案は即日採決に付され圧倒的大差で否決されたのであった<sup>(29)</sup>。さらに、翌8日には委員会原案が満場一致で採決され、ここに連邦選挙資格案が確定したのである<sup>(30)</sup>。

さて、憲法制定会議は9月17日に閉幕し、合衆国憲法草案はその批准を求めて各邦に送付された。その過程において連邦選挙資格問題に関して唯一議論が生じたのは、連邦上下両院選挙の実施方法を州に委任した第一条第四節一項をめぐってであった。それというのも、同項は上記選挙の時期・場所・方法を各州議会の決定に委ねたのであったが、但し書きにおいて上記事項に対する連邦議会の干渉権を認めていたからである。そのため、いくつかの邦においては、同項で認める連邦議会の干渉権が州の選挙資格設定権にまで及ぶことが懸念されたのであった<sup>(31)</sup>。こうした疑念を解消すべく、合衆国憲法批准推進派は合衆国憲法が「選挙権におけるフェデラリズム体制」の構築を志向するものであることを再確認する必要があった。たとえば、マディソンは『ザ・フェデラリスト』において以下のようにのべている。

「選挙権の範囲を明確にすることは、共和制をとる政府がなす基本的な規約であると正当に理解されている。それゆえ、合衆国憲法において選挙権の範囲を明確にし、それを規定することが憲法会議の責務であったのである。…諸邦における独自の選挙資格をひとつの統一的な規則に変えたとすれば、それ

は憲法会議のみならずいくつかの邦にとっても不満を残したであろう。したがって、この会議によって採用された規定は、とりうる選択肢の中で最良の一つであったように見えるし、どの邦をも満足させるに違いない。というのは、その規定は邦自身が既に制定しているか、制定するであろう選挙資格にうまく順応するからである。その規定は合衆国にとって安全である。なぜなら、選挙資格は邦憲法により定められているので、邦政府によっては変更されえないからである。しかも、各邦の人民が、合衆国憲法で自らに保障されている権利を剥奪するような方法で、邦憲法の選挙資格に関する規定を変更する恐れはありえないからである<sup>(32)</sup>】

以上のように、熱心な土地所有資格存続論者であったマディソンも最終的には選挙資格設定権限、すなわち「人民」を定義する権限がすぐれて邦の排他的権限であることを強調して、統一的連邦選挙資格が設定される可能性を明確に否定したのであった。

周知のとおり、合衆国憲法草案は1788年6月に成立に必要な九邦の批准を受けて正式に発効し、ここに「選挙権におけるフェデラリズム」構築の法的基礎が築かれたのである。

#### IV おわりに

以上の検討から明らかのように、合衆国憲法第一条第二節一項を根拠とする「選挙権におけるフェデラリズム体制」が構築されたのは、いみじくもある選挙権制度史家が「過渡期」と呼んだ時代であった<sup>(33)</sup>。すなわち、合衆国憲法が制定されたのは、各邦において土地所有資格をその特質とするイギリス的選挙権觀、一般的財産所有資格をその特質とする植民地末期アメリカ的選挙権觀、および納税資格を制限の最高限度とする独立革命以降の新たな選挙権觀が交錯していた時代だったのである。

こうした状況にあって、各邦において前二者の選挙権觀が依然として優勢であったことはたしかに明らかであった。しかしながら、その具体的要件は各邦の歴史的条件に規定されて極めて多様であったこともまた事実であったのであり、それらの多様性を無視して合衆国憲法に何らかの統一的連邦選挙資格を盛り込むことは現実的な観点からみて不可能であったと考えられる。しかし、統一的連邦選挙資格の設定が不可能であった真の理由は、そうした選挙資格の多様性がもつ歴史的意味にある。なぜなら、各邦は既に植民地期から有権者が内面化すべき美德（経済的独立性、政治的有徳性）を指標に、「人民」にふさわしい資質をはかる手段として独自に選挙資格を設定してきたからである。したがって、「人民」を代表すべき連邦下院の選挙資格についても、それは自邦の選挙資格以上でもそれ以下でもあってはならなかったわけであるし、そもそも「人民」を定義する具体的手段としての選挙資格設定権を連邦が掌握することはそれ自体、邦および邦の「人民」の権利を著しく侵害する行為であった。こうしたことから考えれば統一的連邦選挙資格を設定することは原理的にも不可能であったということができよう。

以上から明らかなように、「選挙権におけるフェデラリズム体制」は、合衆国が建国にあたって、從来各邦が培ってきた「人民」の定義方法を維持するために構築されたといえる。これ以降、財産資格をはじめとする諸選挙資格の適否を問う舞台はそれぞれの州に移ることになる。そこでは合衆国憲法制定時における選挙権論議がより激しい形で再現されることになる。こうした展望のもとに、今後は、建国期以降の諸州における選挙権問題の展開を階級・人種・ジェンダーの観点から総合的に追究してみたい。

## 註

- (1) 拙稿「再建期アメリカ合衆国における黒人選挙権－合衆国憲法修正第15条の成立過程を中心に－」(山口大学『文学会志』第49巻、1999年)。
- (2) 合衆国の選挙権問題に関する一般的通史としては、Kirk H. Porter, *A History of Suffrage in the United States* (Chicago, 1918) ; Chilton Williamson, *American Suffrage: From Property to Democracy, 1760-1860* (Princeton, 1960) ; Alexander Keysser, *The Right to Vote : The Contested History of Democracy in the United States* (New York, 2000)。これらの研究においては「選挙権におけるフェデラリズム体制」が成立した要因については、等閑視されるか、邦ごとの多様な選挙資格の存在が指摘されるにとどまっている。我が国においてこの問題に関連する唯一の研究は、小川晃一「アメリカ合衆国における選挙権拡大の歴史過程－成年男子普通選挙権まで－」(北海道大『法学論集』第34巻1号、1983年)であるが、その傾向は同様である。
- (3) 合衆国憲法第一条第二節一項には以下のような規定が存在する。  
「連邦下院は各州人民が二年ごとに選出する議員で組織される。各州における選挙人は、州議会の議員数が多い方の議院の選挙人の資格要件を備えることを要する。」
- (4) 植民地期の選挙権問題については、Albert E. McKinley, *The Suffrage Franchise in the Thirteen English Colonies in America* (New York, 1969) ; Robert J. Dinkin, *Voting in Provincial America: A Study of Elections in the Thirteen Colonies, 1689-1778* (Westport, 1977) を参照。
- (5) Porter, *op.cit.*, pp.5-6; Williamson, *op.cit.*, pp.10-11; Keysser, *op.cit.*, p.5.
- (6) Sir William Blackstone, with an introduction by Stanley N. Katz, *Commentaries on the Laws of England*, facsimile of the first edition of 1765-1769, vol.1 (Chicago, 1979) , p. 165.
- (7) 以上のように植民地期の選挙資格は財産資格に重点を置いていたため、これ以外の選挙資格はさほど多くはない。すなわち、納税資格については、これを財産資格の代替資格にしたサウスカロライナを除けばどの植民地にも存在せず、居住資格を設定したのもほぼ半数の植民地に過ぎなかった。人種資格については三つの南部植民地が白人に限定しただけであり、性別に関しても法律文言上で男性に限定したのは四つの植民地に過ぎなかった。むしろ植民地期において特定して排除されたのは、カトリック教徒やユダヤ人などの非プロテスタント教徒および外国人であった。McKinley, *op.cit.*, pp.473-484 ;

Dinkin,*op.cit.*,pp.28-49 ; Porter,*op.cit.*, pp12-13; Williamson, *op.cit.*, pp.12-19.

(8) Keysser,*op.cit.*, pp.12-15.

(9) F.N.Thorpe, ed., *The Federal and State Constitutions, Colonial Charters, and Other Organic Laws of the States, Territories, and Colonies* (Washington D.C., 1909) , p.1687.

(10) Max Farrand, ed.,*The Records of the Federal Convention of 1787*, (New Haven, 1966), vol.2,pp.163-164.

(11) 本会議によって選出された細目調整委員会は、委員長の J. ラトレッヂ (サウスカロライナ代表) をはじめ、E. ランドルフ (ヴァージニア代表)、J. ウィルソン (ペンシルヴァニア代表)、O. エルスワース (コネチカット代表)、および N. ゴーラム (マサチューセッツ代表) の五名から構成された。

*Ibid.*,vol.1, pp.xxii-xxiii.

(12) *Ibid.*, vol.2, pp.139-140.

(13) *Ibid.*

(14) *Ibid.*, p.151.

(15) 1784年の北西部条令の草案を起草したのは T. ジェファソンであった。当初ジェファソンは準州議会選挙を成年男子普通選挙制のもとに実施することを提案したのであったが、それは大陸会議によって拒絶され、代わって50エーカーの土地所有資格が導入されたのであった。同条令は1787年に失効したが、これに代わる同年の北西部条令においてもこの土地所有資格は維持されたのであった。Williamson, *op.cit.*,p.117.

(16) Farrand, *op.cit.*, vol.2, p.153. ただし、第二提案の草案は、連邦下院議員の選出権を州議会に付与するとともに、その選出方法を連邦議会の支配下におくものだった。 *Ibid.*

(17) *Ibid.*,p.163. ただし、第三提案の原案は、連邦選挙資格設定権を州議会に与えているとはいえ、その資格の変更権を依然として連邦議会に留保するものであった。 *Ibid.* なお、この提案の中で連邦選挙資格に充てるべき選挙資格として州下院選挙資格を特定したのは、当時ノースカロライナ、ニューヨーク、およびマサチューセッツでは二重選挙権制度を採用していたからである。表 2 にみるように、これらの邦における邦下院選挙資格は邦上院選挙資格に比して要件が緩和されていた。

(18) *Ibid.*,p.201.

(19) 細目調整委員会委員長のラトレッヂも以下のように発言して、有権者の差別化に反対している。

「私は、選挙権を土地所有者に制限するという考えは実に軽率な考えだと思います。これは人民のなかに分裂を引き起こし、(連邦選挙権から) 排除された者すべてからなる敵を作りだすからです。」

*Ibid.*,p.205.

(20) *Ibid.*, p.201.

(21) *Ibid.*, pp.201-203.

(22) *Ibid.*, p.202.

(23) *Ibid.*, pp.203-204.

- (24) *Ibid.*, p.202.
- (25) *Ibid.*, p.203.
- (26) *Ibid.*, pp.204-205, p.208, p.210.
- (27) *Ibid.*, p.201.
- (28) *Ibid.*, pp.201-202.
- (29) その採決結果は以下のとおり。賛成1邦（デラウェア）、反対7邦（ニューハンプシャー、マサチューセッツ、コネチカット、ペンシルヴァニア、ヴァージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ）分裂1邦（メリーランド）、棄権1邦（ジョージア）。*Ibid.*, p.206.
- (30) *Ibid.*, p.213. なお、この条項は最終的に憲法草案の文言を確定する責務を委ねられた文体調整委員会（the Committee of Style and Detail）によって若干の文言の修正を施されたが、基本的内容に変更はなかった。
- (31) その具体的な事例は以下を参照。Jonathan Elliot, *Debates on the Adoption of the Federal Constitution, in the convention held at Philadelphia, in 1787; with a diary of the debates of the Confederacy; as reported by James Madison, a member, and deputy from Virginia* (Philadelphia, 1859), vol.2, p.28, pp.49-50, vol.3, pp.175-176, vol.4, p.56, p.58.
- (32) Alexander Hamilton, James Madison, and John Jay, *The Federalist or the New Constitution* (New York, 1945), No.52.
- (33) Porter, *op.cit.*, pp.1-19.

-付記-

本稿は平成14年度科学研修費補助金（基盤研究C）の交付を受けた「アメリカ社会における『白人性』成立の学際的総合研究」の研究成果の一部である。